

川西市水運用基本計画等構築支援業務委託に係る公募型プロポーザル 評価基準

川西市水運用基本計画等構築支援業務委託に係る提案内容等を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、評価基準を作成する。

1 最優秀者の選定について

最優秀者の選定については、本市にとって最適な事業者を選考するため、実施体制・提案内容・見積額の総合評価方式を採用し、平均点の最も高い提案者を最優秀者とする。

ただし、採点の結果、最高点者にあっても、得点率が60%を下回る場合は選定しない。

2 評価の手順

(1) 審査項目

下表のとおり、審査項目・審査の視点・配点を設定し、各提案者について100点満点で採点する。

	評価項目	評価着眼点
1	企業実績及び業務実施体制（配置技術者）について	
	事業者の信頼性 15点	企業実績及び配置技術者(担当技術者)に関して
2	業務実施方針	
	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務内容の理解度 ・ 実施手順
3	業務提案能力	
	(A)水需要予測の策定 10点	提案内容に対する妥当性
	(B)川西市水運用計画構築に関して 15点	提案内容に対する妥当性 (水運用に関すること)
	(C)多田院・萩原台・上大原配水区域基幹施設再構築に関して 15点	提案内容に対する妥当性 (施設再編に関すること)

	(D)将来整備案に関して 25点	(1)整備方針に対する実現性
		(2)独創性
4	見積書の評価	
	10点	提案見積額

合計	100点
----	------

(2) 総合点の最も高い事業者が2者以上あるとき

総合点の最も高い事業者が2者以上あるときは、プロポーザル評価委員会の協議により優先交渉事業者を選定する。

(3) 提案者が1者のみの場合

次の条件を満たしている場合は、優先交渉事業者として選定する。

ア 提案額が委託上限額以内であること。

イ 得点率が60%以上であること。